

## 4 高年齢者雇用安定助成金

高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会の構築に向けて、高年齢者の活用促進のために雇用環境を整備する事業主や高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換させる事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。

本助成金は次の2つのコースに分けられます。

- I 高年齢者の雇用環境の整備を行う場合に助成する「高年齢者活用促進コース」
- II 高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する場合に助成する「高年齢者無期雇用転換コース」

### I 高年齢者活用促進コース

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。

#### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、企業内における高年齢者の活用促進を図るための「高年齢者活用促進の措置」を、次の1と2により実施した場合に受給することができます。

##### 1 環境整備計画書の認定

高年齢者の活用促進のための次の（1）～（5）のいずれかの「高年齢者活用促進の措置」を記載した「環境整備計画書」（※1）を作成し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）理事長に提出してその認定を受けること

※1 実施期間が2年以内であるものに限ります。

##### （1）新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場または職務の創出

新たな事業分野への進出、企業における労働者の年齢構成の高齢化に対応した職場または職務（※2）の再設計（※3）等により、高年齢者の能力、知識、経験等を活かした新たな職場または職務の創出を行うこと

※2 企業、事務所、部、課、係、ライン、工程等ひとまとまりの業務を行う物理的または論理的に他と区分された範囲をいいます。

※3 既存の事業所における既存の職場または職務について分析し、高年齢者に向く作業を切り出すこと等により、職場または職務の再編を行うことをいいます。

##### （2）機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による、既存の職場または職務における高年齢者の就労の機会の拡大

高年齢者の生産性を向上させるために必要な機械設備（※4）、作業方法（※5）、高年齢者が安全に働ける作業環境（※6）の導入または改善を行い、既存の職場、職務における高年齢者の就労の機会の拡大を実施すること

※4 主に指先、視覚、筋力等身体的機能を使う作業について、作業補助具その他機械設備の導入等により、その機能の低下を補完し、負担の軽減を図ること等により、高年齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいいます。

※5 主に判断力、注意力等を要する作業について、作業指示の平易化等作業方法の改善により、判断力、注意力等の低下を補完し、作業における安全を確保すること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいいます。

※6 照明、騒音、室温、湿度等の作業環境の改善により、作業効率を高めるとともに、負担の軽減を図ること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいいます。

### (3) 高齢者の就労の機会を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しまたは導入

次の①～⑦のいずれかの措置を実施すること。

- ① 高齢者の意欲および能力に応じた適正な配置および処遇を行うため、高齢者の職業能力を評価する仕組みおよびこれを活用した賃金・人事処遇制度の導入または改善を行うこと
- ② 短時間勤務制度、隔日勤務制度など、高齢者の希望に応じた勤務が可能となる労働時間制度の導入または改善を行うこと
- ③ 高齢者の負担を軽減するために、在宅勤務制度を導入すること
- ④ 新たな職場、職務において必要となる、職業能力の付与または安全に就業するための知識の付与等を目的とする高齢者向けの研修システム、職業能力開発プログラム等の開発または導入を行うこと
- ⑤ 高齢者が意欲と能力を発揮して働ける職場または職務とするために必要となる知識を付与するための、職場管理者向けの研修システム、職業能力開発プログラム、高齢者活用マニュアル等の開発または導入を行うこと
- ⑥ 高齢者の意欲と能力を活かすため、高齢者向けの専門職制度の導入等、高齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善を行うこと
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、高齢者の就労の機会の拡大のために必要な高齢者の雇用管理制度の導入または改善を行うこと

### (4) 労働協約または就業規則によるその雇用する高齢者に対して医師または歯科医師による健康診断を実施するための制度の導入

次の①～③のいずれにも該当するものであること。

- ① 高齢者に対する法定の健康診断以外の健康管理制度であって、人間ドックまたは生活習慣病予防検診のいずれかに該当する健康管理制度を新たに労働協約または就業規則に規定すること
- ② ①の制度に基づく健康診断を当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同じ）1人以上に実施すること
- ③ ②の健康診断の費用の半額以上を事業主が負担すること

### (5) 労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

現在の定年年齢等を上回る制度を新たに導入する場合が該当になり、過去最高の定年年齢を上回ることが必要です。

## 2 高齢者活用促進の措置の実施

1の環境整備計画に基づき、当該環境整備計画の実施期間内に「高齢者活用促進の措置」を実施すること。

## 対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たす必要があります。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～9ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。  
そのうち特に次の点に留意してください。
  - (1) 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
  - (2) 高年齢者活用促進の措置の実施状況やそれに要する費用を負担した状況を明らかにする書類等を整備・保管し、機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）から提出を求められた場合にそれに応じること
- 2 高年齢者活用促進の措置の実施に要した経費を支払っていること。

### 注意

- 1 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。
  - (1) 環境整備計画書を提出した日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条（60歳以上の定年を定めていること）または第9条（65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること）の違反がある場合
  - (2) 高年齢者活用促進の措置の実施に必要な許認可等を受けていない場合
- 2 当該環境整備計画の実施により取得した50万円以上の機械設備等を支給決定日から起算して1年を経過した日までの期間、転用、譲渡、売却、解約または改造した場合は不支給または返還となります。

## 支給額

- 1 本助成金は、申請事業主が環境整備計画の実施期間内に要した次の(1)～(5)の高年齢者活用促進の措置の種類ごとに示した支給対象経費(※7)に、2/3(中小企業以外は1/2(※8))を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)が支給されます。

※7 人件費を含みません。支給申請日までに支払いが完了したものであって証拠書類により支払いの事実が確認できるものに限りです。

※8 中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照

- (1) 新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場または職務の創出
  - ① 詳細な実施内容を定めた計画(以下「実施計画」という)の策定に要した次のア～オの経費
    - ア 実施計画の策定のための会議の設置および運営費  
職域拡大等の措置の実施企業、外部専門家、コンサルタント会社等を委員とし、実施計画の策定のために随時開催する会議に関する設置および運営に係る経費、会議参加者謝金、会場借上げ費等
    - イ 市場調査費  
実施計画の策定に当たり市場調査等を行うための経費またはコンサルタント会社への委託経費等
    - ウ 現況調査分析費  
既存の職場または職務、雇用管理制度に係る調査分析、従業員に対する意識調査等の現状の把握と課題の抽出等を行うための調査分析経費
    - エ 実施計画の策定に係る相談経費

実施計画の策定に当たりコンサルタントとの相談に要した経費等

オ その他実施計画の策定に必要と認められる経費

② 新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場または職務の創出に必要な次のア～カに掲げる経費

ア 各種許認可等の手続きに要した経費

イ 職務分析、職務再設計、機械設備等の設計・製作・改造・購入・運搬・据付、事業所のレイアウト変更・改修工事、作業手順書の作成等に要した経費

ウ 雇用する高年齢者に対し、その者が新たに従事する職場または職務に必要な知識または技能を習得させるための講習または相談に要した経費（※9）

※9 実施期間が6か月以下のものに限りします。

エ 事務所、機械設備等の賃借料（※10）

※10 当該職場または職務の創出のために新たに賃借を開始したものに限りします。また、環境整備計画実施期間内の賃借に係る賃借料に限るものとし、6か月分を上限とします。

オ コンサルタントとの相談に要した経費

カ その他、当該職場または職務を創出するために必要と認められる経費

(2) 機械設備、作業方法または作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の就労の機会の拡大

既存の職場または職務において高年齢者の活用を促進するために必要な次のア～オに掲げる経費

ア 既存の作業方法・作業環境の分析、新たな作業方法・作業環境の考案・整備、作業手順書の作成・改善、機械設備等の設計・製作・改造・購入・運搬・据付、事業所のレイアウト変更・改修工事等に要した経費

イ 雇用する高年齢者に対し、新たな機械設備、作業方法または作業環境で就労するために必要な知識または技能を習得させるための講習または相談に要した経費（※11）

※11 実施期間が6か月以下のものに限りします。

ウ 機械設備等の賃借料（※12）

※12 高年齢者の就労の機会の拡大のために新たに賃借を開始したものに限りします。また、環境整備計画実施期間内の賃借に係る賃借料に限るものとし、6か月分を上限とします。

エ コンサルタントとの相談に要した経費

オ その他、機械設備、作業方法または作業環境の改善等による高年齢者の就労の機会の拡大のために必要と認められる経費

(3) 高年齢者の就労の機会を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しまたは導入

高年齢者の雇用管理制度の導入等に必要な次のア～エに掲げる経費

ア 専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費等

イ 高年齢者の雇用管理制度の導入等のために必要なソフトウェア等の開発・購入、備品の購入・運搬・据付に要した経費

ウ 新たな高年齢者の雇用管理制度等の運営に必要なソフトウェアまたは備品の賃借料（※13）

※13 高年齢者の雇用管理制度の整備等のために新たに賃借を開始したものに限りします。また、環境整備計画実施期間内の賃借に係る賃借料に限るものとし、6か月分を上限とします。

エ その他、高年齢者の雇用管理制度の導入等その他高年齢者の就労の機会の拡大のために必要な措置のために必要と認められる経費

(4) 労働協約又は就業規則によるその雇用する高年齢者に対して医師又は歯科医師による健康診断を実施するための制度の導入

高年齢者の雇用の安定に向けた健康管理制度の導入に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費等（※14）

※14 人間ドック又は生活習慣病予防検診のいずれかの健康管理制度の導入を実施した場合は、当該措置の実施に30万円の費用を要したものとみなします。

ただし、当該措置の申請は企業単位で1回限りとし、過去に高年齢者職域拡大等助成金の健康管理制度の導入により助成金の支給を受けた事業主は適用対象外となります。

(5) 労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め廃止または希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

定年の引上げ、定年の定め廃止または継続雇用制度の導入に必要なアおよびイに掲げる経費（※15）

ア 専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費等

イ その他、定年の引上げ、定年の定め廃止、継続雇用制度の導入のために必要と認められる経費

※15 上記の「対象となる措置」の1（1）から（5）の高年齢者活用促進の措置に要した経費のある事業主が66歳以上までの定年の引上げ、定年の定め廃止または65歳以上までの定年の引上げおよび希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入のいずれかを実施した場合は、当該措置の実施に100万円の費用を要したものとみなします。

ただし、この取扱いは企業単位で1回限りとし、過去に「中小企業定年引上げ等奨励金」、「継続雇用定着促進助成金（平成21年度以降支給決定分）」、「高年齢者職域拡大等助成金」、「高年齢者雇用モデル企業助成金」または「70歳定年引上げ等モデル企業助成金」の支給を受けた事業主は適用対象外となります。

2 ただし、支給申請日の前日において当該事業主に1年以上雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場または職務の創出の措置の対象となる者）にあっては、支給申請日の前日において当該事業主に雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者）のうち、支給対象となる高年齢者活用促進の措置の対象となる者の数に20万円（※16）を乗じて得た額（その額が1,000万円を超える場合は1,000万円）を上限とします。

※16 次の①～③のいずれかの事業主（以下、「特定事業主」という。）においては「30万円」とします。

① 建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主（別表に規定する産業分類に該当する分野）

② 支給申請日の前日において、65歳以上の高年齢者（高年齢継続被保険者）の雇用割合が当該事業所に雇用される常用被保険者の4%以上の事業主

③ 上記の「対象となる措置」の1（2）（機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による、既存の職場または職務における高年齢者の就労の機会の拡大）を実施した事業主

**注意** 申請事業主とその配偶者、親族、従業員等との間の取引に要した経費は支給対象となりません。

【別表】建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主について

(注：英数字は「日本標準産業分類」における分類番号)

D-建設業、E-製造業、O-教育、学習支援業の中の811-幼稚園に分類される幼稚園型認定こども園 および819-幼保連携型認定こども園、P-医療・福祉

(参考) 支給額のイメージ

支給対象経費の2/3(中小企業以外1/2)と、対象者数×20万円(上記※16の場合、対象者数×30万円)を比較して、**少ない方の額**が支給額となります。

【ケース1】

A社(中小企業以外、対象者数が35人)が、対象となる高齢者活用促進の措置を行い、これにかかった支給対象経費が1,000万円の場合

①  $1,000万円 \times 1/2 = 500万円$  < ②  $35人 \times 20万円 = 700万円$

※ 支給額は500万円(①)

【ケース2】

B社(中小企業、対象者数が8人)が、対象となる高齢者活用促進の措置を行い、これにかかった支給対象経費が300万円の場合

①  $300万円 \times 2/3 = 200万円$  > ②  $8人 \times 20万円 = 160万円$

※ 支給額は160万円(②)

## 受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

### 1 計画の認定申請

「環境整備計画」の実施期間の開始日から起算して6か月前の日から3か月前の日までに、当該計画を記載した「環境整備計画書」に必要な書類を添えて(※17)、管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)に認定申請をしてください。当該認定の後、「環境整備計画認定通知書」が交付されます。

※17 環境整備計画書の様式やこれに添付すべき書類については、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

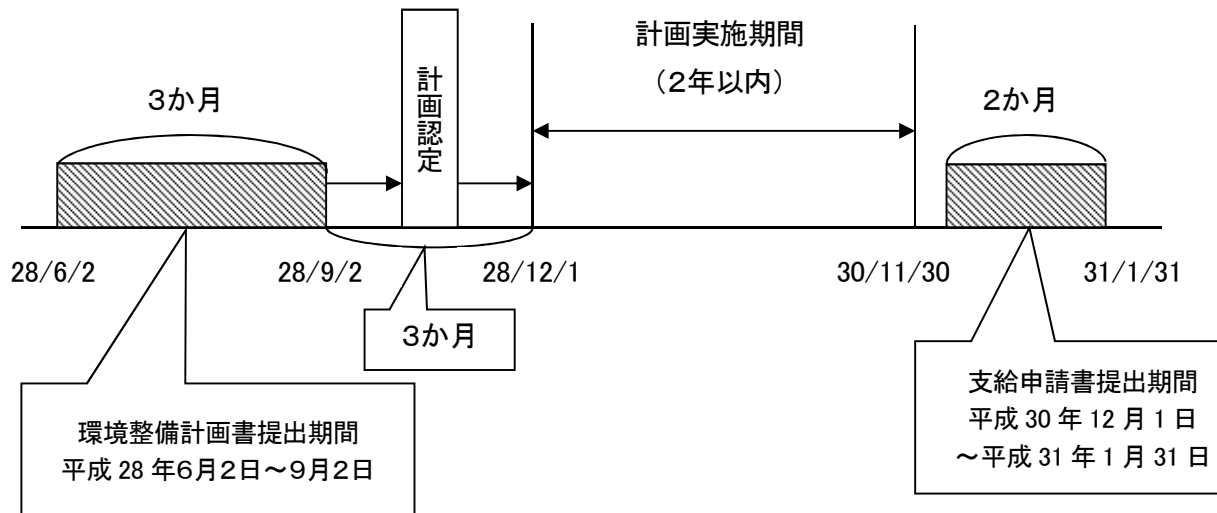
### 2 支給申請

「環境整備計画」の実施期間の終了日の翌日から起算して2か月以内に、「高齢者雇用安定助成金支給申請書」に必要な書類を添えて(※18)、管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)に支給申請してください。

※18 申請書等の様式やこれに添付すべき書類については、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

(参考) 受給手続きの流れ

【例：環境整備計画の実施期間が平成28年12月1日～平成30年11月30日（2年間）の場合】



### 利用にあたっての注意点

- 1 そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。
- 2 本助成金の要件や手続き等の詳細については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。